

平成 9年10月 1日

東長崎土地区画整理事務所

まちづくり・かわら版

— 平間・東地区のまちづくり情報誌 (No. 7) —

仲秋の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成9年度の第1回まちづくり勉強会が8月に開催されました。まちづくり委員の皆様方の貴重なご意見を参考にし、これからもまちづくり委員の皆様と一緒に勉強会を重ね、よりよいまちづくりのため頑張って行きたいと思います。

今後とも、皆様のご協力とご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

尚、今回で情報誌の発行も7回目になるわけですが「まちづくり・かわら版」としての役目を果たせるよう、今後とも努力し内容を充実させていきたいと考えておりますので、載せたい情報がありましたら、東長崎土地区画整理事務所の事務局に御一報下さい。

「かわら版の内容」

- 平間・東地区のまちづくりの最近の動向 . . . 2ページ

- まちづくりQ&A (道路の必要性 他) . . . 3~7ページ

平間・東地区のまちづくりの最近の動向

(平間地区)

- H9. 8 まちづくり情報誌 (No. 6) 配布
H9. 8. 29 (金) 平成9年度第1回平間町まちづくり委員会の開催
19時30分～ 平間町公民館……参加者 (平間町役員、まちづくり委員)
(委員会の内容) 街区道路、公園についての検討・まちづくりかわら版の発行について

(馬場地区)

- H9. 8 まちづくり情報誌 (No. 6) 配布
H9. 8. 28 (木) 平成9年度第1回馬場地区まちづくり委員会の開催
19時30分～ 馬場地区公民館……参加者 (馬場地区まちづくり委員)
(委員会の内容) 街区道路、公園についての検討・まちづくりかわら版の発行について

(清藤地区)

- H9. 8 まちづくり情報誌 (No. 6) 配布
H9. 8. 8 (金) 平成9年度第1回清藤地区まちづくり委員会の開催
19時30分～ 清藤地区公民館……参加者 (清藤地区まちづくり委員)
(委員会の内容) 街区道路、公園についての検討・まちづくりかわら版の発行について

まちづくり Q & A

「まちづくりにおける道路の必要性は」？！

まちづくりにおいて道路の必要性は、歩行者や自動車の通行スペースとしてはもちろんのこと、次のような重要な機能を求められています。

- 広域的交流（長崎市、周辺市町等）により都市の活性化
- 日常生活活動を確保する生活基盤（通勤通学路、買物等）
- 供給処理施設の収容空間（上水道、下水道、ガス）
- 防災空間
- 通風、採光等のための都市空間

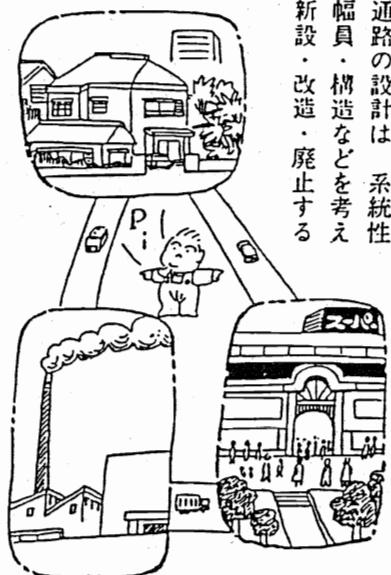
道路の種類には、下記のようなものがあります。

種類	定義
自動車専用道路	比較的長い行動範囲の交通を処理するため設計速度を高く設定し、車両の出入制限を行い、自動車専用とする道路。 (例 九州横断自動車道等)
主要幹線道路	都市間交通や通過交通等の比較的長い行動範囲の交通を、大量に処理するため、高水準の規格を備え、高い交通量を有する道路。 (例 国道34号、国道251号等)
幹線道路	主要幹線道路及び主要交通発生源等を有機的に結び都市全体に網状に配置され、都市の骨格及び近隣住区を形成し比較的高水準の規格を備えた道路。 (例 東長崎縦貫線、矢上町山手線、中尾線等)

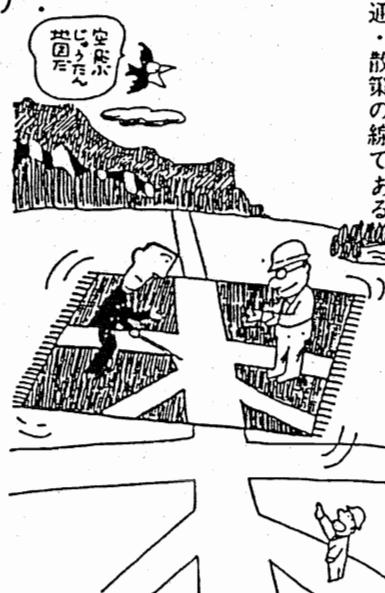
種類	定義
補助幹線道路	近隣地区と幹線道路を結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を有する道路。 (例 八郎川東・西川端線等)
区画道路	沿道宅地へのサービスを目的とし、密に配置される道路。 (例 矢上地区内の道路、鶴の尾団地内の道路等)
特殊道路	もっぱら歩行者・自転車等自動車以外の交通の用に供するための道路。 (例 中尾川沿いの歩行者専用道路、矢上団地内の歩行者専用道路等)

この様な機能を果たす道路とは

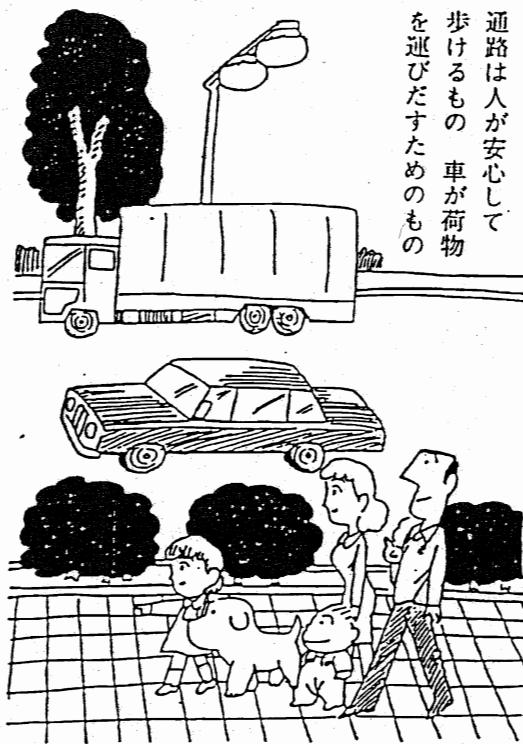
①道路の設計は



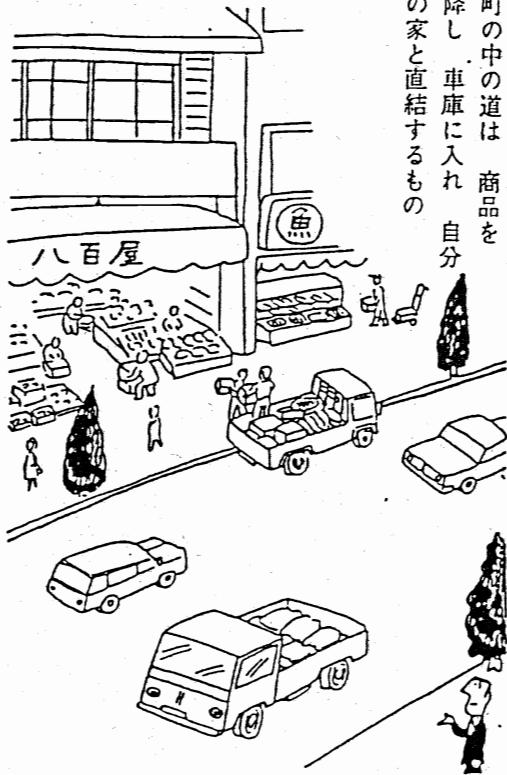
②道路には目的があります ア.



イ.



ウ.



エ.



※ 以上のようなことを勘案しながら、まちづくり委員さんと勉強会を進めておりますが、平間・東地区では、このうち幹線道路、補助幹線道路、区画道路、特殊道路が考えられます。

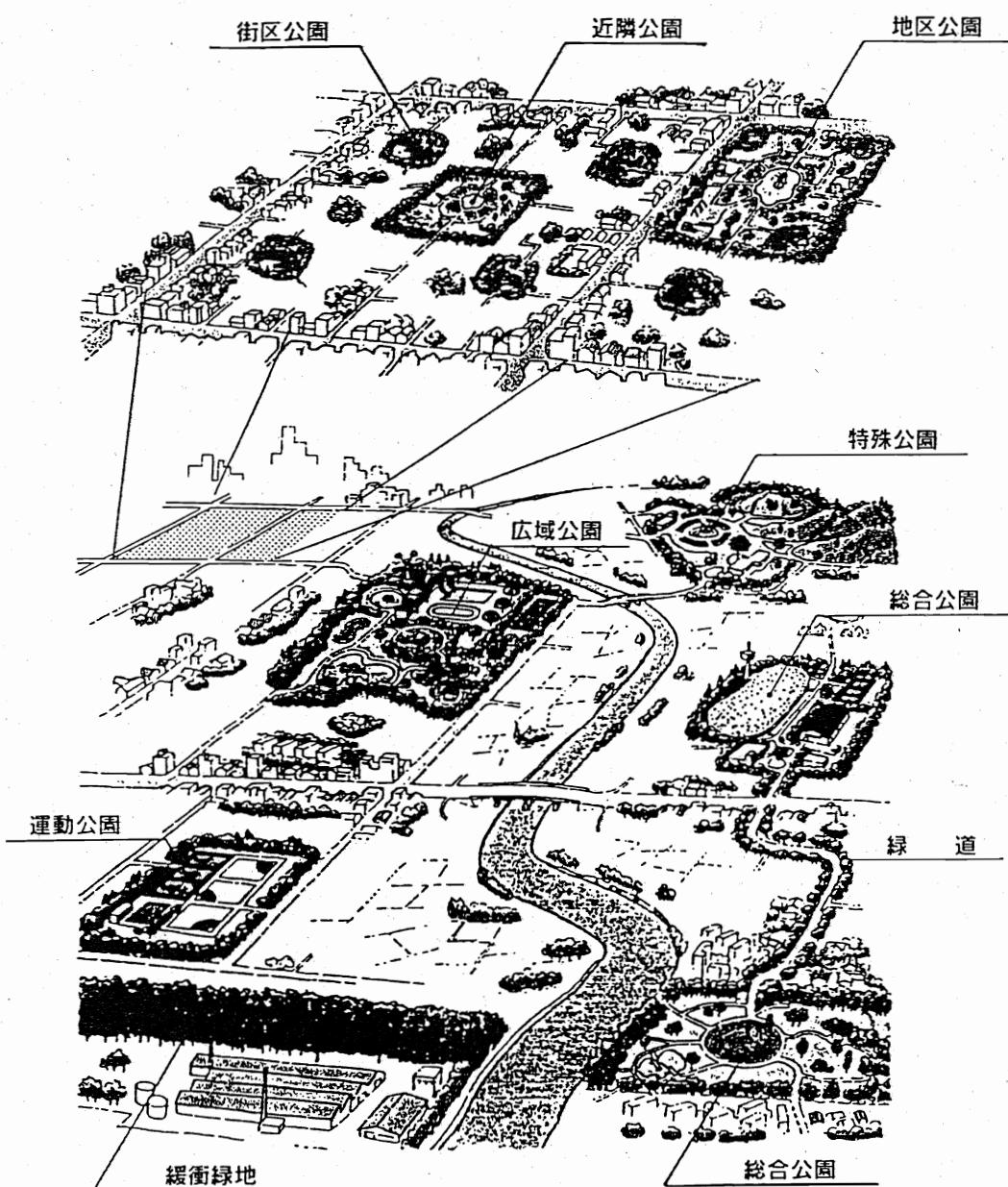
今まで別紙図のような道路計画案で勉強会が進められておりますが、今後皆様の全ての宅地が、道路に接するよう計画していきます。

「都市公園にはどんな種類の
公園がありますか」？！

種類	目的	標準面積
身近な公園	街区公園 おおよそ1つの自治会に相当する区域に住んでいる人が利用する公園	2,500m ²
	近隣公園 おおよそ小学校区に相当する区域に住んでいる人が利用する公園	2ha
	地区公園 おおよそ2つの中学校区に相当する区域に住んでいる人が利用する公園	4ha
代表的な公園	総合公園 都市の人が総合的なレクリエーションに利用する公園	10ha以上
	運動公園 都市の人が主として運動に利用する公園	15ha以上
特殊な公園	特殊公園など 史跡や風致などを守ったり、動植物を展示するなど特殊な公園	—
	緑道 人が安全で快適に歩けるように公園、学校、集会場などを結び、災害時には避難路となる緑あふれる歩道的な公園	—
	緩衝緑地 公害の防止や工場地帯などにおける災害の防止を図る緑地	—

※ 今まちづくり勉強会では、これらのうち街区公園について話を進めております。

都市公園の配置図（参考図）



※ まちづくりに対してのご意見、ご質問、ご要望等がありましたら、遠慮なく「平間・東地区まちづくり委員会」の委員さん、または下記の事務局までお願いいたします。

連絡先：事務局 長崎市東長崎土地区画整理事務所（企画係）

担当 金谷、清田、久保、白川

☎ 839-5381